大船渡市学校統合協議会設置要綱

(設置)

- 第1 大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、市内小・中学校の統合について 協議するため、関係する中学校区ごとに学校統合協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を大船渡市教育委員会(以下「教育委員 会」という。) に報告するものとする。
 - (1) 市内小・中学校の統合に関すること。
 - (2) その他小・中学校の統合に関し必要な事項に関すること。

(委員)

- 第3 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる職等にある当該地域在住者の中から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 地区公民館の代表
 - (2) 小・中学校の保護者の代表
 - (3) 未就学児童の保護者の代表
 - (4) その他地域における公共的団体の役員等 (会長及び副会長)
- 第4 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)
- 第5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。 (会議)
- 第6 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校統合推進室において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。